

# 津久井やまゆり園利用者の 意思決定支援について

神奈川県福祉子どもみらい局 障害サービス課 津久井やまゆり園再生G

津久井やまゆり園事件  
この悲しみを力に、  
ともに生きる社会を実現します

平成21年7月16日、障害者支援施設である  
国立「津久井やまゆり園」において、大規模ないじめ事件が発生しました。  
このような事件が二度と繰り返されることを、  
私たちはこの悲しみを力に、原動力とした決意をもって、  
ともに生きる社会の実現をめざし、  
ここに「ともに生きる社会をめざす憲章」を定めます。

と  
も  
に  
生  
き  
る  
社  
会

かながわ  
憲章

翔子

題字「ともに生きる」  
ガウンスの永岡貴子 金澤翔子  
本紙の裏表紙に金澤翔子さんの「上野公園の樹木」などは、  
こちらから [「ともに生きる社会」の取組](#)

この憲章は神奈川県と神奈川県川島郡が共同して策定したものです。  
問合せ先 神奈川県保健福祉部福祉課 電話 045-210-4961 FAX 045-201-2051

ともに生きる社会  
かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への  
参加を妨げるあらゆる壁、  
いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

平成21年10月14日 神奈川県



- 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への  
参加を妨げるあらゆる壁、  
いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

# 障害者関連施策と津久井やまゆり園利用者の意思決定支援について

年度	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
H15年度(2003)	「支援費制度」の施行（措置から契約の転換） （利用者がサービス選択できる仕組み）	
H18年度(2006)	「障害者自立支援法」施行 （3障害共通、地域生活を支援）	国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
H19年度(2007)		「障害者権利条約」への署名
H23年度(2011)		「障害者虐待防止法」成立（H24.10施行） 「障害者基本法改正法」施行（共生社会の実現）
H25年度(2013)	「障害者総合支援法」施行 （地域社会における共生社会の実現・難病等を対象） ※基本理念の追加 ※3年後の見直しの一つとして、「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」が規定され、ガイドラインについても言及	「障害者差別解消法」成立（H28.4施行） 「障害者権利条約」を批准
H28年度(2016)	3月：「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定	4月：「障害者差別解消法」施行 7月：津久井やまゆり園事件発生 1月：再生に向けた基本的な考え方を公表、ヒアリング実施 2月：再生基本構想に関する部会設置
H29年度(2017)		10月：再生基本構想策定

○ 一人ひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保されていること、そして、本人の選択の結果を尊重し、可能な限り身近な場所で、日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けられることが重要  
(津久井やまゆり園再生基本構想/総合支援法一部引用)

# 再生基本構想（平成29年10月策定）

## （目指すもの）

この基本構想は、事件によって命を奪われた利用者への鎮魂、ご遺族の痛惜の念、そして心身に傷を負った利用者及び職員の尊厳の回復を念頭に置き、利用者、ご家族、職員、津久井やまゆり園を支えていただいている地域住民の方々など関係するすべての人々、さらに、社会全体として、この事件を乗り越え、「**ともに生きる社会 かながわ憲章**」の理念を真に実現することを目指して取りまとめた。

## （構成） ～ 利用者一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供 ～

### I 意思決定支援

津久井やまゆり園利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思がある。今後、どのような暮らし、どのような支援を望むか、その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」に基づき、より丁寧に時間をかけて、かつ、適切な手続きにより、意思決定を支援する。

私たち抜きに私たちのことを決めないで（Nothing about us, without us!）

### II 安心して安全に生活できる暮らしの場

津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。

### III 地域生活移行の促進

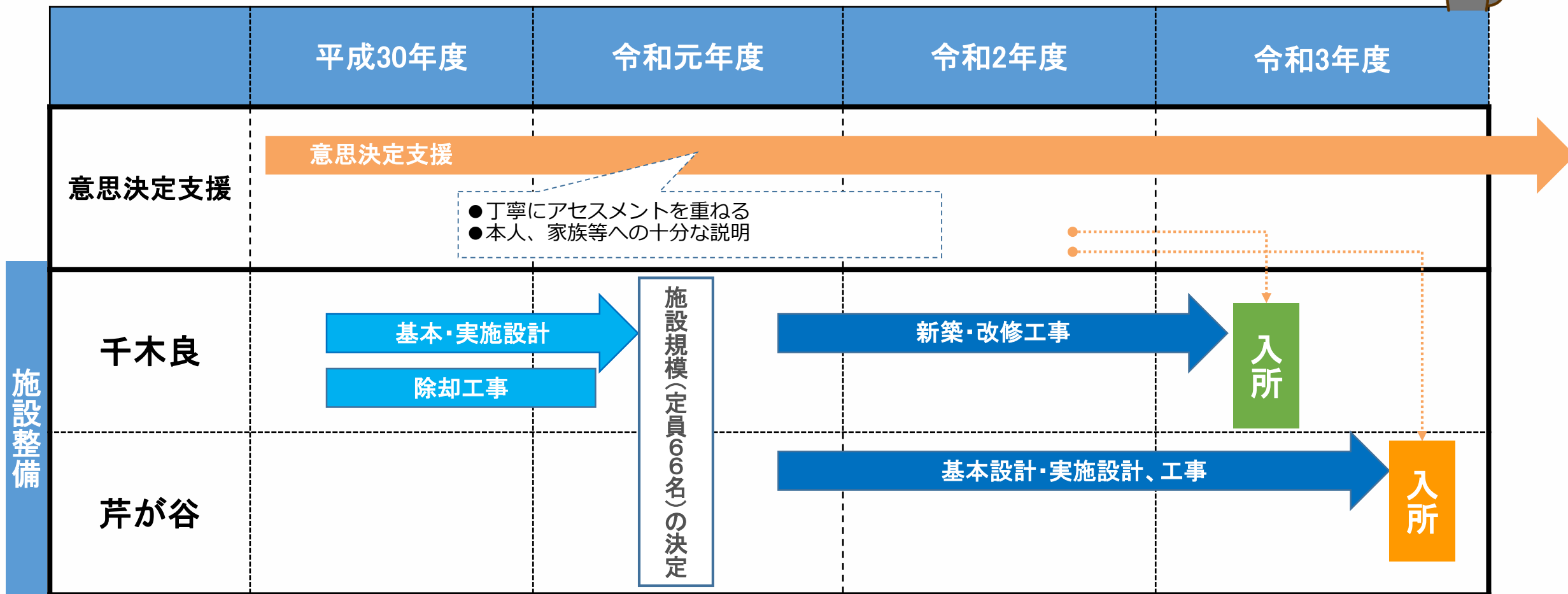
意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進、移行先のグループホームのバックアップ支援体制整備などの支援に取り組む。

（参考）再生基本構想にかかる主な補助金について

専門的支援の継続的な提供（職員加配）	利用者1人当たり 167.4万円／年	グループホームの整備の促進（施設整備）	1ホーム当たり 500万円／年	バックアップ支援体制整備（後方支援）	法人1か所当たり 50万円／年	地域移行支援従事者の配置（職員配置）	1事業所当たり 262千円／月
--------------------	-----------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

※その他、市町村障害者福祉事業推進補助金や障害者グループホーム体験利用促進事業費補助等も使える可能性あり

# 今後の全体スケジュール



# 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月)

## (定義)

意思決定支援とは、**自ら意思を決定すること**に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討**のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

## (厚生労働省ガイドラインとの枠組みの比較)

厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」	津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領
<b>1. 意思決定支援責任者の配置</b> 意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。	<b>1. 意思決定支援チームが意思決定支援責任者の役割を担う</b>
<b>2. 意思決定支援会議の開催</b> 意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。	<b>2. 意思決定支援検討会議の開催</b> ・意思決定支援チームメンバー ・本人、家族等（出席が基本） ・ <b>意思決定支援専門アドバイザー</b> ・関係事業者等（必要に応じて）
<b>3. 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意志決定支援計画）の作成</b> 意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成	<b>3. ガイドラインのとおり</b> ※現行の各計画に反映する。
<b>4. サービスの提供</b> 本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。	<b>4. ガイドラインのとおり</b>
<b>5. モニタリングと評価及び見直し</b> 意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。	<b>5. ガイドラインのとおり</b>

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

# 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の体制等

## 意思決定支援の目的：

- 本人の望む生活（希望）を知る（根拠を持って推定する）。
- 上記を実現するには、どこで誰と生活するのがよいのか、を本人に確認（意思決定支援チームで根拠を持って推定）し、実現可能性も踏まえて本人と一緒に考えて考える。

## ○意思決定支援チーム

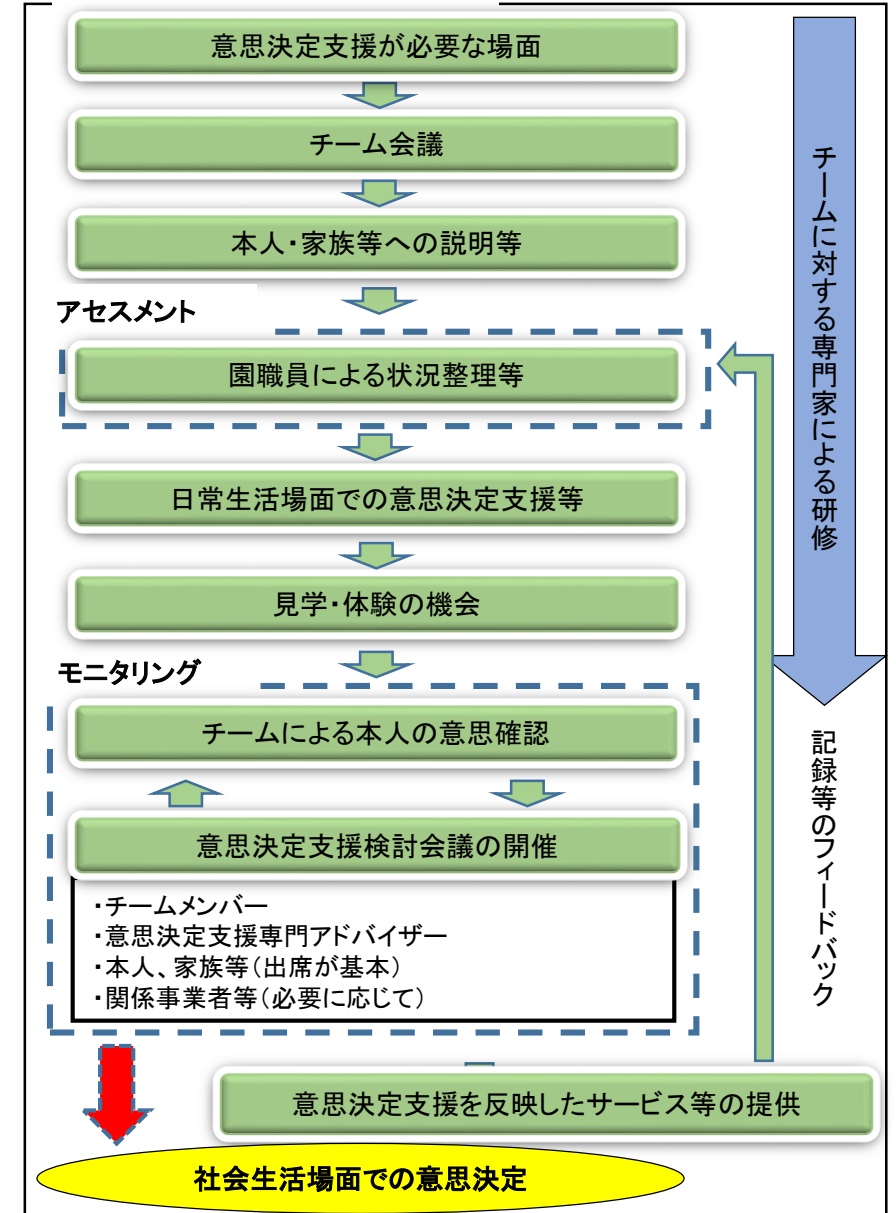
	チームメンバー	氏名	研修	主な役割
①	相談支援専門員(相談支援事業所)	□□ □子	済	チーム責任者
②	津久井やまゆり園支援担当職員	☆☆ ☆郎	済	状況整理、意見陳述等
③	津久井やまゆり園サービス管理責任者	△△ △恵	済	説明、意見陳述等
④	〇〇市障害ケースワーカー	〇〇 〇夫	済	支給決定
⑤	神奈川県共生社会推進課職員	×× ×生	済	統括

## ○意思決定支援専門アドバイザー

区分
相談支援に精通する実践的な指導者（2人）
法律の専門家（2人）
障害者の権利擁護・地域生活支援に関する専門家（2人）

**意思決定支援責任者の役割をチームで担う**

## 意思決定支援の流れ



## ①日常生活における場面

例：食事、衣服の選択、外出、排せつ等の  
基本的な生活習慣に関する場面や複数用意  
された余暇活動プログラムへの参加



## ②社会生活における場面

例：住まいの場を移す場面、住まいを変え  
たり、一人暮らしを選ぶ場面。



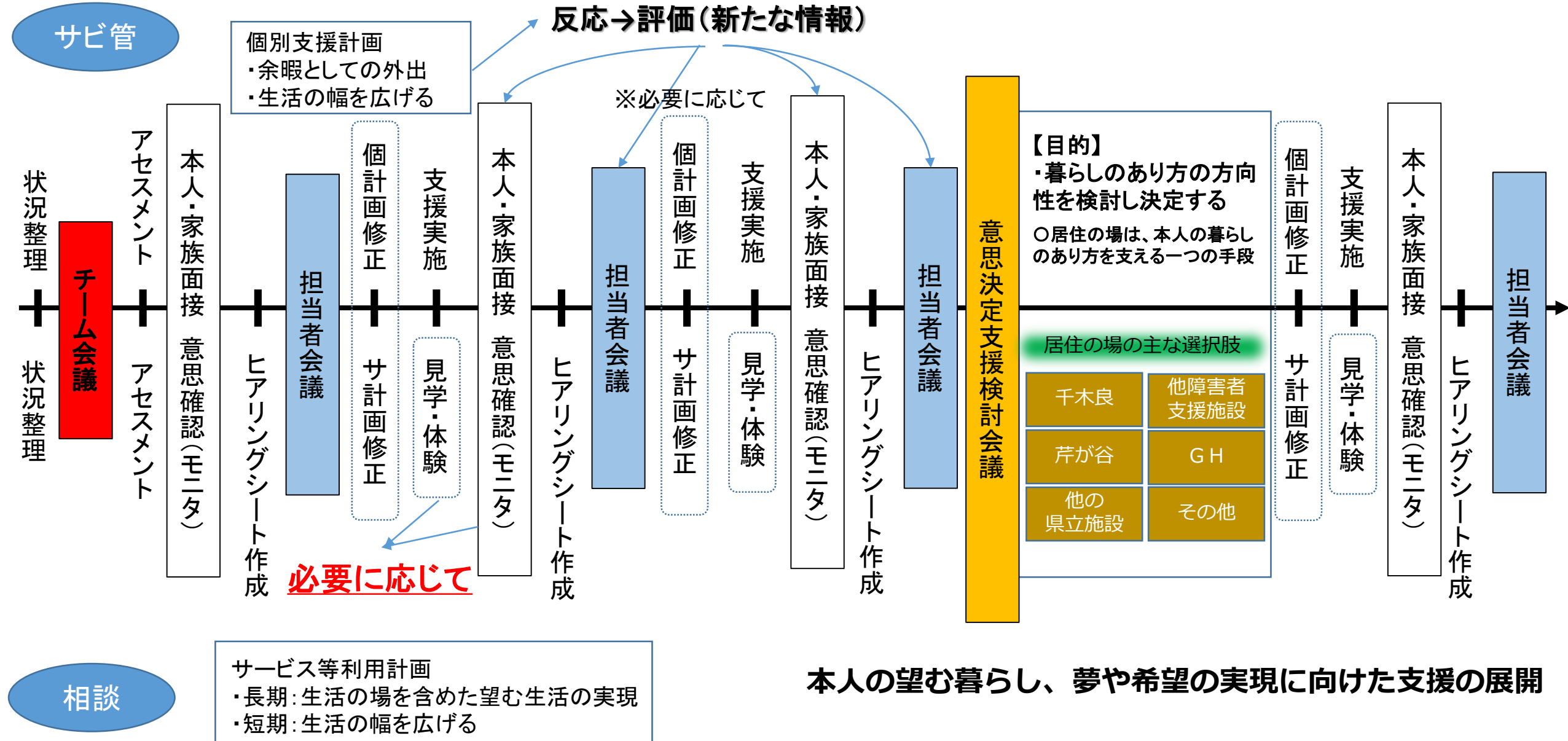


- 意思決定支援計画作成に中心的にかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う

## ○具体例

- 意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画
- 本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討
- 意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメント

# 津久井やまゆり園利用者意思決定支援プロセス ～どのような暮らし、どのような支援を望むか～



# 意思決定支援について <取組状況>

令和元年9月30日現在

○ 平成30年12月、すべての利用者（123人）の意思決定支援を開始 ※

項目	実人数	延数
チーム会議・担当者会議を開催した方	123人	588回
体験・見学を実施した方	73人	210人
見学A(グループ)を実施した方	67人	133人
<u>見学B(個別)を実施した方</u>	<u>10人</u>	16人
<u>体験を実施した方(日中・宿泊)</u>	<u>16人</u>	61人
意思決定支援検討会議を開催した方	27人	30回

※ チーム会議の開催をもって、意思決定支援の開始としています。

# 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について

共社第10号平成30年7月26日神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長通知

(略)

ガイドラインでは、「意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定支援に基づくサービスの提供を行うことが重要である。」、特に「体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。」と規定されています。

(略)

関係市町村におかれましては、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等の重要性を御理解いただき、支給決定等にご配慮いただきますようお願いいたします。

# 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力について

共社第13号平成30年8月30日神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長通知

(略)

利用者の体験等の促進に向け、本年7月26日「津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について」を別添のとおり発出いたしました。

ついでには、関係市町村におかれましては、別添の内容についてご了知の上、貴管内事業者、関係団体等に対し、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力の呼びかけにつきまして、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。